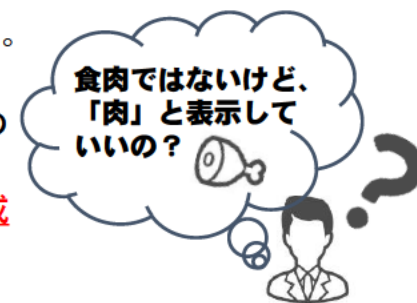


食べ物が制約されている人や健康志向の強い人等のために、さまざまな**プラントベース食品**※が開発されている。

※プラントベース食品：主に植物由来の原材料で、肉などの畜産物や魚などの水産物に似せて作った商品

プラントベース食品の普及は、世界人口の増加に伴う**食糧問題の解決**や、CO2排出量の抑制といった**地球環境の維持・向上**への効果も期待されている。

今後、世界的に需要が拡大すると見込まれているため、**政府として初めて、表示に関するQ & Aやチラシを作成し、公表**する。



## 1 景品表示法に関するQ & Aの概要

**商品名に「肉」「魚」「乳」「ミルク」「バター」等の文言を使用**⇒ 下表のような表示を併記した上で、一般消費者が、**表示全体**から、食肉・乳飲料・魚等（以下「食肉等」という。）ではないのに食肉等であるかのように**誤認をしない表示がなされていれば、景品表示法上問題となることはない。**

食品の種類	商品名・メニュー名	商品名とは別に併記する表示例
代替肉	大豆肉、ノットミート	「大豆を使用したものです」「原材料に大豆使用」「肉不使用」
	大豆からつくったハンバーグ	代替肉の使用割合が <b>100%でない</b> 場合、その使用割合
代替乳飲料	オーツミルク、ライス乳	「オーツ麦を使用したものです」「牛乳や乳飲料ではありません」
代替チーズ・代替バター	ネクストチーズ、ネオバター	「豆乳で作りました」「乳製品ではありません」
代替魚	植物ツナ、代替マグロ	「野菜で作りました」「原材料に野菜を使用」「魚不使用」
代替はちみつ	Bee Free はちみつ	「〇〇（原材料名）で作りました」「はちみつ類ではありません」
輸入品	〇〇Milk、〇〇butter	「牛乳や乳飲料ではありません」「乳製品ではありません」

## 2 食品表示法に関するQ & Aの概要

表示の種類	表示項目又は対象食品	表示ルール
一括表示	原材料名	原材料名は「 <b>その最も一般的な名称をもって表示する</b> 」こと（「 <b>代替肉</b> 」は不可）。例えば、大豆から作られている食品の場合には、「 <b>大豆</b> 」「 <b>大豆加工品</b> 」等と記載。
食物アレルギー表示	コンタミネーション（意図せぬ混入）	食肉等の混入の可能性を排除できない場合には、例えば一括表示枠外に「 <b>本品製造工場では牛肉を含む製品を生産しています。</b> 」等の <b>注意喚起表示</b> をすることが望ましい。
	代替卵・昆虫食	特定原材料に該当しないため、食物アレルギー表示は <b>必要なし</b> 。なお、注意喚起表示を行うことは可能。